



鳥労発基 0523 第 6 号  
令和 4 年 5 月 23 日

一般社団法人鳥取県労働基準協会  
会長 殿

鳥取労働局長



石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件の施行について

平素より労働行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 134 号）」及び「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 3 号）」による改正後の石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「新石綿則」という。）第 3 条第 4 項において、船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修の作業を行う際の事前調査（新石綿則第 3 条第 1 項による石綿等の使用の有無の調査をいう。以下「船舶の事前調査」という。）については、新石綿則第 3 条第 3 項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととされていました。

これを受け、船舶の事前調査を行う者の要件を定めるため、「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（令和 2 年厚生労働省告示第 276 号）が改正されることとなり、「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件」（令和 4 年厚生労働省告示第 171 号。以下「改正告示」という。）が別添 1 のとおり令和 4 年 4 月 25 日に告示され、令和 5 年 10 月 1 日から施行されることとなりました。

つきましては、本改正の趣旨、内容等が、厚生労働省労働基準局長から関係団体あてに別添 2 により示されましたのでお知らせしますとともに、傘下会員等関係事業者に対する周知にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

